

八尾市火災予防条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第11条の2 略 (燃料電池発電設備) 第11条の3 略 2 略 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第19号並びに第2項第1号、第14条第1項第5号から第11号まで(第7号を除く。)<u>及び</u>第2項並びに第15条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。</p> <p>4・5 略 第12条～第13条の2 略 (変電設備) 第14条 略 (1)・(2) 略 (3) 変電設備は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設置した室内に設けるとともに、当該出入口の扉には、随時開けることができる自動閉鎖装置を設けること。</p> <p>(3)の2 前号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。 (4)～(11) 略 2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除</p>	<p>第1条～第11条の2 略 (燃料電池発電設備) 第11条の3 略 2 略 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第19号並びに第2項第1号、第14条第1項第3号の2及び第5号から第11号まで(第7号を除く。)<u>並びに</u>第2項並びに第15条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。</p> <p>4・5 略 第12条～第13条の2 略 (変電設備) 第14条 略 (1)・(2) 略 (3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設置した室内に設けるとともに、当該出入口の扉には、随時開けることができる自動閉鎖装置を設けること。 (3)の2 <u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u> (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。 (4)～(11) 略 2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを並び</p>

く。以下同じ。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならぬ。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第8号まで、第10号及び第11号の規定を準用する。

4 キュービクル式の変電設備で、当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認められるものにあつては、前3項の規定によらないことができる。

(急速充電設備)

第14条の2 略

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2)・(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)~(19) 略

2 略

第15条 略

(蓄電池設備)

第16条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床土又は台の上に転倒しないように設けなければならぬ。ただし、アルカリ蓄電池を設ける場合は、耐酸性としなければならないことができる。

2 略

に消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの(を除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならぬ。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第8号まで、第10号及び第11号の規定を準用する。

(急速充電設備)

第14条の2 略

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2)・(3) 略

(4) その管体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)~(19) 略

2 略

第15条 略

(蓄電池設備)

第16条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出力防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台の上に設けなければならぬ。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号、第14条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第17条～第65条 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第66条 略

(1)～(10) 略

(11) 蓄電池設備

(12)・(13) 略

第67条～第77条 略

別表第1・第2 略

別表第3 (第3条～第5条、第8条、第10条、第11条、第21条～第24条関係)

種 類	入 力	離隔距離 (cm)			備 考
		上 方	側 方	前 方	
炉		略			
風 呂 が ま		略			
温 風 暖 房 機		略			

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認められる構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号、第14条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第11号並びに第14条の2第1項第4号の規定を準用する。

第17条～第65条 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第66条 略

(1)～(10) 略

(11) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(12)・(13) 略

第67条～第77条 略

別表第1・第2 略

別表第3 (第3条～第5条、第8条、第10条、第11条、第21条～第24条関係)

種 類	入 力	離隔距離 (cm)			備 考
		上 方	側 方	前 方	
炉		略			
風 呂 が ま		略			
温 風 暖 房 機		略			

注：機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	80	0	0	0	0	0
据置型レンジ	21kW以下	80	0	0	0	0	0
開放式							
不燃以外							
気体燃料							
厨房設備							

注：機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	80	0	0	0	0	0
据置型レンジ	21kW以下	80	0	0	0	0	0
開放式							
不燃以外							
気体燃料							
厨房設備							

注：機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	80	0	0	0	0	0
据置型レンジ	21kW以下	80	0	0	0	0	0
開放式							
不燃以外							
気体燃料							
厨房設備							

注：機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15注	15注	15注	15注
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ、ピキヤット型こんろ・グリル付こんろ・グリルドル付こんろ	14kW以下	80	0	0	0	0	0
据置型レンジ	21kW以下	80	0	0	0	0	0
開放式							
不燃以外							
気体燃料							
厨房設備							

上記に分類され ないもの	使用温度が 800℃以上 のもの	二	250	200	300	200
	使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	二	150	100	200	100
	使用温度が 300℃未満 のもの	二	100	50	100	50
略						
ストーブ						
ㄥ 電気温水器						

備考1～3 略
別表第4～第8 略

上記に分類され ないもの	使用温度が 800℃以上 のもの	二	250	200	300	200
	使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	二	150	100	200	100
	使用温度が 300℃未満 のもの	二	100	50	100	50
略						
ストーブ						
ㄥ 電気温水器						

備考1～3 略
別表第4～第8 略